

平成26年度 国民健康保険料が決定

保険料をお知らせする 納入通知書6/16(月)発送

国民健康保険に加入している世帯に、保険料の年額をお知らせする納入通知書を6月16日(月)に世帯主あてに発送します。

なお、保険料決定前に国保の資格がなくなった方でも、4月30日～5月31日まで国保に加入していた場合は、当該月分の保険料を通知します。保険料の算定方法や納入通知書の見方など、詳細は同封の「国保だより(6月)」をご覧ください。

保険料の納付方法と送付書類

「普通徴収(納付書・口座振替)」

年間保険料を6月から翌年3月までの10回で納付していただきます(4・5月分にあたる保険料は6月以降の保険料の中に均等に割り振られます)。

振り込み詐欺

不審な電話は迷わず最寄りの警察署へ

昨年1年間の都内における振り込み詐欺(特殊詐欺)被害件数は2,616件、被害額は87億6,900万円と過去最悪になりました。区内でも77件、約2億6,300万円もの被害が発生しています。

次の手口に要注意

○携帯電話の番号が変わったとの電話の後に、「電車の中でかばんをなくした」「女性とトラブルがあった」「友人の連帯保証人になった」「会

また、口座からの引き落とし日、上記納期限と同様になります。
「特別徴収(年金からのお支払)」

「口座振替を希望しない65歳以上74歳以下の方で構成される世帯の保険料は、4月から翌年2月までの年金支給月(偶数月)に、世帯主が受給する年金から2か月分の保険料が差し引かれます。差し引かれる額は、納入通知書に記載されています。

所得が確認できない方の保険料は均等割額のみで通知

平成26年1月2日以降に転入した方や税の申告が遅れた方は、均等割額のみで計算した保険料で通知します。「賦課のもととなる所得金額」が確認できた時点で、正しい保険料に変更した



相手の言った電話番号には電話せず、迷わず、最寄りの警察署もしくは区役所にご連絡ください。

区役所危機管理課防犯担当

- 城東警察署 ☎(3641)0110
- 東京湾岸警察署 ☎(3699)0110
- 区役所危機管理課防犯担当 ☎(3647)4399

通知書をお送りします。
「医療保険課収納管理係」
☎(3647)8520

ひとり親家庭のお父さん、お母さんを支援

就労支援のための各種給付金を支給

自立が困難なひとり親家庭の父母の支援として、就労支援に関する給付金をはじめさまざまな事業を行っています。

「支給額」住民税非課税世帯の方は月額100,000円、それ以外の方は月額70,500円
「修了一時金」高等職業訓練促進給付金の一時金として、住民税非課税世帯の方は50,000円、それ以外の方は25,000円を支給(養成訓練の修了日から30日以内に要申請)

経済的自立を目指し修業するひとり親家庭の父母を支援するため、「高等職業訓練促進給付金」と「自立支援教育訓練給付金」の2種類の給付金事業を行っています。給付金を受けるためには、福祉事務所に事前に相談することが必要です。

「自立支援教育訓練給付金」就労に役立てるために必要な教育訓練講座を受講した場合、負担した受講料の一部を助成します。

「高等職業訓練促進給付金」安定した生活を営むために、就職に有利で収入増に役立つ資格取得を目指すひとり親家庭の父親、母親に対し、養成機関での修業期間中の生活費の負担を軽減する目的で給付金を支給します※父親は、平成25年度以降の入学生のみが対象

「児童手当・児童育成手当」児童手当・児童育成手当を受給している方に、5月30日に現況届をお送りしました。6月以降も引き続き手当を受給するためには、現況届の提出が必要となります。送付された現況届に必要事項を記入し、期限までに提出ください。

児童手当・児童育成手当 現況届は6/30(月)までに提出を

審査の結果、引き続き支給資格が継続となる方には10月以降に支払通知書を、支給資格が消

相当する額(上限10万円)※4,000円以下は対象外
「対象となる講座・資格」雇用保険制度の教育訓練給付指定教育訓練講座等。具体的な講座・資格については、教育訓練給付制度検索システム(HP http://www.kyufu.jvada.or.jp/kensaku/T_M_kensaku)をご覧ください。

ひとり親家庭のお母さんに生活全般の相談・支援
母子自立支援員が、ひとり親家庭の母親が抱える、経済的な悩み、こどもの就学問題など、生活の相談に応じ支援します。その他、18歳未満のこどもの養育が十分に行えない母子世帯を対象に自立支援を行う母子生活支援施設への入所相談(要審査)や、DV(配偶者暴力)からの避難等、緊急に保護を必要とする母子または女性が利用する緊急一時保護施設の入所相談も行っています。一人で悩まず

お気軽にご相談ください。
母子福祉資金の貸付
母子家庭の母親等を対象に、経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金をお貸しします(要審査)。
「資金の種類」修学資金、転宅資金、生活資金など12種類の資金があり、貸付限度額・据置期間・償還期限が資金により異なります。詳細は母子自立支援員にお問い合わせください。

「母子家庭の母親等」で、20歳未満のお子さんを扶養している方
「深川地区および東砂6、8丁目、南砂、新砂の窓口」保護第一課母子自立支援員 ☎(3645)3106
「亀戸、大島、北砂、東砂1、5丁目、夢の島、新木場、若洲の窓口」保護第二課母子自立支援員 ☎(3637)2707

扶養親族等の数	本人限度額
0人	360万4千円
1人	398万4千円
2人	436万4千円
3人	474万4千円
4人	512万4千円
5人	550万4千円

扶養親族等の数	本人限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※所得限度額以上の場合は支給月額額は児童1人5,000円となります。

※所得限度額以上の場合は支給資格が消滅となります。